

事 務 連 絡
令和8年5月9日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会を通じて厚生労働省より「次期顔認証付きカードリーダーの発売開始について」周知依頼の連絡がありました。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。



日薬業発第 42 号

令和8年4月24日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

次期顔認証付きカードリーダーの発売開始について（周知依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

現行の顔認証付きカードリーダー（以下「現行機種」という。）につきましては、保守期限が令和8年3月末から順次到来することを受け、令和8年度から順次販売を開始することされています。

今般、令和8年4月22日より、キヤノンマーケティングジャパン株式会社において次期顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA 2）が発売されました。また、マイナ保険証の利用環境の維持・利便性向上のため、次期顔認証付きカードリーダーを導入する医療機関・薬局に対しては、令和7年度補正予算により一部費用の補助事業が実施されますので、詳細につきましては別添をご確認ください。

なお、次期顔認証付きカードリーダーを開発中のパナソニック コネクト株式会社とリコージャパン株式会社の製品につきましては、発売時期等が決まり次第お知らせするとのことです。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

・次期顔認証付きカードリーダーの発売開始について（周知依頼）

（令和8年4月22日付け、厚生労働省保険局医療介護連携政策課）

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 22 日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

次期顔認証付きカードリーダーの発売開始について（周知依頼）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

医療機関・薬局で導入されている現行の顔認証付きカードリーダー（以下「現行機種」という。）につきましては、保守期限が令和 8 年 3 月末から順次到来することを受け、厚生労働省において、利便性が向上した次期顔認証付きカードリーダーの開発に向けたメーカーを公募し、令和 8 年度から順次販売を開始することとしています。

今般、令和 8 年 4 月 22 日より、キャノンマーケティングジャパン株式会社において次期顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA 2）が発売されます。また、マイナ保険証の利用環境の維持・利便性向上のため、次期顔認証付きカードリーダーを導入する医療機関・薬局に対しては、令和 7 年度補正予算により一部費用の補助事業を実施いたします。現行機種の保守期限到来後は、メーカーからの故障時の速やかな修理対応や機器交換が受けられない場合があることや安定運用の観点から、こちらの補助を活用のうえ、積極的に次期顔認証付きカードリーダーの導入をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、次期顔認証付きカードリーダーを開発中のパナソニック コネクト株

式会社とリコージャパン株式会社の製品につきましては、発売時期等が決まり次第お知らせいたします。

次期顔認証付きカードリーダーの販売等について、その詳細を下記のとおりお示しいたしますので、貴会内での周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 次期顔認証付きカードリーダーの仕様について

現行機種での課題や今後のニーズを踏まえ、患者と医療機関・薬局の双方の利便性が向上されるよう、満たすべき開発要件をお示ししています。現行機種からの主な変更点は下記のとおりです。

- (1) 顔認証付きカードリーダー単体でスマホ用電子証明書の読み取りに対応
- (2) 操作手順やエラーの発生に関する音声案内機能を搭載
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したテンキーの搭載 (※)
- (4) 画面レイアウトの統一や、視認性・操作性の改善等によるユーザビリティの向上
- (5) 顔認証精度の向上による顔認証エラーの低減、エラー時の自動再接続による復旧時間の短縮
- (※) 販売価格等への影響に鑑み、最終的な搭載有無はメーカーにより異なります。

令和7年4月3日
第193回社会保障審議会
医療保険部会

資料1
(一部改変)

次期顔認証付きカードリーダーについて

- ・ 現行の顔認証付きカードリーダーは、医療DXの基盤となるオンライン資格確認を行うための重要なインフラとして普及を推進し、概ねすべての医療機関等へ導入が完了。
- ・ マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行も踏まえ、更なるカードリーダーの利便性向上のため、保守期限の到来（令和8年3月末から順次）に向けて次の規格の顔認証付きカードリーダーの仕様を令和7年2月17日に公表し、メーカーを公募。

次期顔認証付きカードリーダーの仕様に係る検討方針

マイナ保険証での資格確認に当たっては、顔認証が医療機関・薬局に浸透しつつある中、現状では引き続き顔認証付きカードリーダーが必要であり、これまでの運用での課題や今後のニーズを踏まえ、患者・医療機関双方の利便性が向上されるよう、カードリーダーの製造に当たっての要件を追加しつつ、性能改善を図る。

現行のカードリーダーの運用上の課題・ニーズ

- ・ 今後搭載予定のスマホ用電子証明書の読み取りには一部機種しか対応していない（外付けの汎用カードリーダーが必要）
- ・ 視覚障害者が一人でカードリーダー上の操作（顔認証、暗証番号の入力等）を行うことが困難
- ・ 端末によって画面（特に同意ボタン）がバラバラで操作しづらい、高齢者にとっては文字が判読しづらい
- ・ 顔認証やその他の場面でエラーが起きて受付に時間がかかる

次期顔認証付きカードリーダーでの対応

- ・ 顔認証付きカードリーダー単体でのスマホ用電子証明書の読み取りに対応
- ・ 認証状況やエラーの発生に関する音声案内機能
- ・ 操作手順に関する音声案内機能、テンキー搭載 (※)
- ・ 画面レイアウトの統一や、視認性、操作性の改善等によるユーザビリティの向上
- ・ 顔認証精度の向上による顔認証エラーの低減、エラー時の自動再接続による復旧時間の短縮 等

このほか、接続エラー低減のための端末接続部の耐久性強化や、複数台の顔認証付きCRを1台の資格確認端末（PC）に対して接続する等の性能改善も実施。

※販売価格の増加が想定されるため、要件として強く推奨しつつも、最終的な搭載有無はメーカー判断

2 キヤノンマーケティングジャパン株式会社の次期顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA 2）について

今般発売する次期顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA 2）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社の現行機種（Hi-CARA）の「省スペース設計」と「操作部の取り外し機構」を継承しながら、目の不自由な方でも使用できる「操作用テンキー」や「音声案内」などの新たな機能を搭載し、ユニバーサルデザインを追求した製品です。また、既設環境からのスムーズな入れ替えにも対応しています。詳細は製品ホームページをご確認ください。

（参考）

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
顔認証付きカードリーダー Hi-CARA 2

<https://canon.jp/biz/product/ht-mobile/lineup/edge/hicara2>



3 ご利用中の顔認証付きカードリーダーの保守期限の確認方法について

現在ご利用中の顔認証付きカードリーダーの保守期限の確認方法につきましては、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載しています。顔認証付きカードリーダーメーカーごとに確認方法が異なりますので、詳細は下記ページをご確認ください。

（参考）

【厚生労働省からのお知らせ】現在ご利用中の顔認証付きカードリーダーにおける保守期限の確認方法と次期顔認証付きカードリーダー等に関するご案内

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012685

4 補助事業について

次期顔認証付きカードリーダー及び資格確認端末の購入につきましては、令和7年度補正予算により一部費用の補助を実施いたします。補助内容は、顔認証付きカードリーダーは販売価格（税込、以下同じ。）の1／2（上限額は12万1千円）、資格確認端末（資格確認端末のみの購入は補助対象外）は販売価格の1／3（上限額は5万円）を補助するものです。具体的な補助要件や申請方法等につきましては、後日医療機関等向け総合ポータルサイト等においてお知らせいたします。補助事業の開始より前に顔認証付きカードリーダー及び資格確認端末を購入された場合には、**必ず領収書（※）を保管の上**、申請受付開始をお待ちください。

なお、今後は資格確認端末を内蔵した次期顔認証付きカードリーダーの発売も予定されておりますが、その補助内容等につきましては、発売時期等が決まった段階でご連絡いたします。

※ 領収書は、システムベンダー・販売店への精算額や次期顔認証付きカードリーダー等の導入事実を確認するための書類です。見積書では精算額等の確認ができないことから、確認書類とは認められないためご注意ください。